

協 議 等 記 録

報告日	令和6年1月15日(月)
日時	令和5年10月23日(月) 10:00 ~ 12:00
内容	令和5年度 第1回 近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会
場所	近江八幡市立資料館 2階研修室
出席者	審議委員：高田会長、増井氏、石川氏 滋賀県文化財保護課：坪田氏 地区代表5名 事務局：近江八幡市：嵐理事、浅田課長、坂田参事、烏野補佐、森山副主幹、永福 東近江土木事務所 村山、堀川
協議内容	<p>【開会】 事務局：皆様、本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。出席予定委員の皆様がお揃いになりましたので、定刻より少し早いですが、ただいまより令和5年度第一回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を開会いたします。 それでは開会に当たりまして、総合政策部理事から皆様方にご挨拶申し上げます。</p> <p>【開会挨拶】 事務局：本日はお忙しいところご出席いただき、心よりお礼申し上げます。 本市の重要伝統的建造物群保存地区が選定されて30年以上が経過しました。 保存地区内の建物修理も進んでおりますが、保存とともに活用事例も増えているところがございます。昨年は国際芸術祭 BIWAKO ビエンナーレの対象となり、最終的には5万人にお越しいただいたと聞いております。これも地域住民の皆様方、また審議会の方々のご理解と協力によって、美しい町並みが維持継承されている成果だと思っております。感謝申し上げます。 今回の審議会では、八幡堀石垣の一部が外側にはらんできている状態にあるため、その修理について審議していただき、この後、現地にて実験が行われておりますので、確認をしていただきたいと思いますと考えており、審議におきましては、委員の皆様のお活発なご意見をお聞かせいただきますよう、お願い申し上げます。 また事務局より、今年度の伝統的建造物群修理事業についての進捗状況報告をさせていただき予定でございますので、併せてよろしくお願いたします。 以上簡単ではありますが時間も限られておりますので、皆様どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>【審議会の成立】 事務局：それでは、審議会の成立についてですが、本審議会は近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第8条第2項の規定により20名以内の12名で構成しております。本日は、全委員数に対し9名の出席をいただいております。 よって、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第3項に基づきまして本審議会は成立することをご報告いたします。以後の議事進行につきましては、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第2項の規定により、高田会長、よろしくお願いたします。</p> <p>【会議の公開】 会 長：皆様おはようございます。滋賀県立大学の高田と申します。 本日メインとなる審議事項は、八幡堀石垣修理について、審議並びに後程現地視察に参ります。皆様のお活発なご意見をよろしくお願いたします。 それではまず初めに、本日の審議会は、会議の公開に関する取扱要綱第3条に基づき公</p>

開としております。議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか事務局にお伺いいたします。

事務局： 本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。

会 長： ただいま事務局から本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がありました。委員の皆様にお伺いします。よろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし

会 長： それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきます。事務局は傍聴者の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

事務局： 傍聴希望者はいません。

【審議事項について】

会 長： それでは、次第の5. 議案第1号に移らせていただきます。今回は9月14日付けで1件の諮問がありましたので審議を行います。円滑な議事進行にご協力をお願いします。では、今回の審議の流れについて、事務局より準備ができ次第、説明をお願いいたします。

事務局： 本日の審議の流れについてご説明いたします。お手元の資料の表紙をご覧ください。審議事項は第1号で、事務局より説明させていただきますので、採決をお願いいたします。以上でございます。

【審議事項】

会 長： それでは議案第1号八幡堀石垣65の修理について審議を始めたいと思います。では事務局より、説明をお願いします。

事務局： それでは、第1号議案八幡堀石垣65の修理について、説明をいたします。本日は県の東近江土木事務所さんに出席いただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

東近江土木事務所 堀川氏： 東近江土木事務所河川河口課の堀川と申します。本件を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本件の場所については、地図をご覧ください。明治橋の上流側、赤印が該当箇所です。こちらの石垣がはらんでいることを、令和3年9月に確認されました。該当石積みの箇所の管理が、県である当事務所でしたので、応急処置として写真のとおり、確認後から現在まで土嚢袋による抑え込みをしています。その後、令和3～4年度に、下流の船木町で別件の工事があったため、同コンサルへ工事依頼をしております。次の写真をご覧ください。現場の上にあります住居の庭先の写真です。住居と石積みの間を丸で囲っていますが、ここに亀裂がありました。ちょうど屋根の軒下にあたるため、雨水が当たり続けたため亀裂が生まれたのではないかと原因を推測しております。幅としては約40cm程度です。石積みの現場からは約1.5mです。石積みの現場から家屋の基礎までは約2mとなっています。こちらは八幡堀側、基盤の状況を写しております。写真ではわかりづらいのですが、少し前、水面側へ出てきている状況です。先程陸地側の庭先に水打ちらしき亀裂がありました。過年や、陸地側からの何かしらの負荷、または八幡堀の長年の推移の変化によって、基盤の後ろの土砂が流されて、石積みが緩みはらんでしまったとも考えられます。ボードが刺さっている状況写真を見ていただくと分かりやすいのですが、石積み基盤自体はから組みということで、モルタルが充填されていませんでした。ですので、石と石の間を見ますと、スカスカな状態にあり、中にハチの巣ができるほどのかなり広い空間ができていました。現状行っている対策は先に述べた通り、応急処置という形で組んでいます。土嚢袋です。

具体的な修理方法を検討させていただきました。方法としましては、石積み、構造物への具体的な対策基準が定まっていなかったため、現状の石積みをそのまま復旧・補強する方針で検討しました。

お手元の資料7-4をご覧ください。4案ございました。第1案が石積みの積み直し。現状と同じように復旧するものです。第2案が石積み補強工法。これが今回試行した、モルタルを石の間に充填して強化する工法です。第3案がピンナップ工法、地山補強土工法です。いわゆるアンカー止めと言われるものです。第4案が抑制杭工法。石積みの背面に矢板を打って、表側は化粧で整えるというものです。今回は場所が伝統的建造物群保存地区であるため、景観を第1に優先しました。第3案はアンカーが表に出てしまうため、景観に影響を与える恐れがあることからまず排除しました。第4案につきましては、背面に矢板を打つ際に重機が必要となりますが、環境から難しいため排除しました。横の明治橋も、積載重量の制限があるため重機を乗せることは難しく、遊歩道も狭いため断念しました。結論から述べますと、第2案となりました。在来方法である第1案こそ、文化財の現場では最適であることは承知しておりますが、選択しなかった理由として、まずは第4案と同じく重機を使用できない環境であることです。また、石積みの端から上に建つ住居の間が狭いため、石積みを除けたときに、住居が崩れ落ちる可能性があります。工事業者3社から意見を賜ったが、いずれも難しいという回答でした。よって、第2案を選択しました。

第2案のモルタル充填工法にはどのような工法があるのか説明いたします。次のページをご覧ください。石積み強化のため、から組みの石積みの隙間にモルタルを充填する方法です。中でも3つの工法をあげています。アライド工法、モルダム工法、トースイ工法です。今回は1番目のアライド工法を選択しました。施工性、強度、費用のバランスが良いことから判断しました。

今回、修理該当箇所的一部分をアライド工法で試験施工しました。

モルタルの色を現場で調合し、目立たないようにしております。3日間作業を行いました。土嚢袋が2か所積まれて山になっていますが、その間の石垣で試験を実施しました。

こちらからは以上です。

事務局： それでは事務局から補足で説明をさせていただきます。

今回の石垣の八幡堀石垣件は、5月22日に東近江土木事務所さんから相談があり、ご説明いただいたとおり、石垣の上にクラックがあり危険な状態にあるという相談でした。その内容についてはご説明いただいたとおりです。予定されている修理内容について、各アドバイザーの意見を集めて、6月8日に再び東近江土木事務所さんと協議を行いました。当箇所は伝建番号がついている石垣のため、まず石積みを積み直す工法は可能なのかと再度質問を行いました。説明がありましたとおり、この場所近くで修理を行うために必要な重機を置く場所がないこと、また堀の位置より厳しいということを確認いたしました。また石垣の後ろにアンカーをつけて引っ張る方法についても、場所が狭いため難しい状況であるという事でした。その中で検討した結果、外側から固めて押さえるという方向になりました。

候補に挙がった中から選ばれたのは、施工業者が特許を取得しているアライド工法で、モルタルを入れる工法ではありますが、その業者、(株)新井さんを調べてみると、福岡県の朝倉の石垣や、萩城、最近では江戸城の石垣修理も手掛けられているという実績がありました。

いくつか懸念事項に関しては、東近江土木事務所さんと(株)新井さんの間で何度も協議を重ねていただきました。1つめの懸念としては、石垣そのものを自然な状態になるよう修理するために、モルタルを積みはしますが、ネジが表になるべく出ず内側に抑え込めるのか。2つ目は、外側から見たときに目立たないようにできるのかということでした。この2点について、(株)新井さんは非常に慣れていらっしゃる様子でした。現地を確認しながらできるだけ自然な状態に直すということでした。表から見えにくい深いネジにすると、少し強度は落ちてしまいますが、18ニュートン以上の強度にはできるということでした。3つ目の懸念は、この場所には元々古い石垣が内側の方にあって、その内

側の方の石垣を傷めないかという懸念がありました。それについては直接、説明もしました。基本的には新井さんの方向としては表面をしっかりと固めて止めるとおっしゃられていました。

現地試験施工の際に(株)新井さんからお聞きした情報ですが、この後施工する江戸城の石垣だと、ここよりもさらに厳しい現場で、内側にある本来の石垣を守ったまま外側から補強する、同じ工法で施工するとのことでした。

そのような、他事例等も伺う中で、アライド工法なら強度を確保できるという判断に至り、今回の試験施工を行い、皆様に見ていただき審議事項としてご意見を頂戴する流れとなりました。

工事現場を見た報告としては、常に圧力計で確認をし、内側に空洞があればその都度モルタルを注入して埋めていく、という方法で作業をされていました。パイプの中から入れて、それから表面を洗って、目立たないようにされていました。修理前後の比較写真がありますのでご覧ください。試験施工前はこの状態ですが、ネジの状態は、こちらの拡大した写真から確認できます。この間に、水抜き用パイプを何本か入れております。そうしないと表面を固めても、後ろの内側に水がたまることによって、また壊れてしまうため、なるべく水抜き用パイプを目立たないように入れております。

また、右側の写真から分かるように、かなり奥の方までモルタルを削っていただき、色も目立たない黒色で調整をしていただいています。

説明としては以上です。

会 長： それでは今の説明に対して、皆様、ご意見ご質問等あればお願いいたします。

委 員： 私、八幡堀を守る会の副会長をしております。

そもそもこの石垣は、県が昔、作ったものなのですか。

東近江土木 堀川： それより昔のことは分かりませんでした。

委 員： そう言いますのも、ほとんどの石垣がそれぞれの私有地であり、各々が修理をしています。各々が勝手に、だか崩れたから自分のところで直す、というような流れで直されています。石垣は県ですよ。

東近江土木 堀川： おそらく全ての石垣が県か、と言われるとそうではないです。今回の箇所はたまたま、お住まいの方が増設後に、県と管理協会の協定を結ばれていました。そのため、県による修理ができました。もし結ばれていなかったら私有地ですので、県が関わることはできませんでした。

委 員： 今回はたまたま協定を結ばれていたもので、県にご指導いただくことができたのだと理解しました。ですが、今後将来的に他の箇所で修理をすることになった場合は、個人で行うのか、県が行うのか、どうなのでしょう。

東近江土木 村山： 基本的には私有地と県地の境界線が、石積みの前になります。つまり石垣も個人所有地になりますので、県による工事は合できません。

委 員： そうですよ。ですから、八幡堀の石垣全体の景観がバラバラで、昔の430年前の石垣はほとんど残っていません。さらには八幡堀の幅もどんどん狭くなっています。非常に整合性がないのが現状の課題です。この問題はこの場で言ってもきりがないので置いておいて。下の部分、八幡堀の水面と遊歩道の間には杭があります。これは県が40年前の改修時に打たれた杭です。これがどんどん八幡堀の方へ倒れていって傾いています。これは石垣が崩れる1つの原因にはならないのかと懸念しています。将来的に、大地震等の可能性もあるため、再度、県として点検していただき、一部だけでも補強工事等していただきたいです。まずは現状確認から検討していただきたい。という要望です。以上です。

東近江土木 堀川： 検討します。

会 長： 今後のモニタリング等も含めて、ご検討いただきますようお願いいたします。

委 員： 説明いただいた中で、聞き漏らしたかもしれませんが、石垣に対する対策はご説明いただきましたが、根本原因の、40cm程度の穴の原因追及はいかがでしょうか。

東近江土木 堀川： 穴については、ちょうど家屋の軒下の部分に当たります。雨等による水道(み

ずみち)だと予測しております。

たまたま別件で、付近の土地をボーリング調査したところ、盛土であることが確認できました。該当の穴の場所も、同じく盛土であり、そのため土台となる土の環境が強くないかもしれないとも予想できました。そこに軒下であるため雨水がちょうど落下する地点だったと考えられます。また、八幡堀の水位が上下した際に浸水して影響があったとも考えられます。いずれにしても、修理時には現状や考えられる原因を(株)新井さんにご相談し、しっかりと前から支えるように固めてもらいます。穴については、土砂を埋めるなど、水締めします。

委員： 聞いていますと、対処療法的なご見解に聞こえます。長い八幡堀の中で類似のエリアがたくさんあります。当然費用も掛かりますので予算確保も必要だと思います。調査としては良いと思うのですが。

東近江土木 堀川： 事象が現れたことに対して、対応していくしかない。その中で、できる最良の方法を調査して採っていきたいです。

委員： この場所ですが、土嚢袋を積んでいますよね。土嚢のところを令和3年の当初より膨らんでいるように感じているのですが、調査をしていてより膨らんでいる、ということはないのですか。

東近江土木 堀川： 私共も、確認時に土嚢袋を積んで以来、動かしてはいませんので、詳しく調査はできていません。ですがおそらくは…。今回の審議で、全体を修理ができると判断いただければ、修理前にすべてを動かして確認します。

委員： 膨らんでいたとしても、今回のアライド工法でそのまま固めるのが良いのでしょうか。

東近江土木 堀川： そうですね。その点に関しては、(株)新井さんと他2社にも聞いてみましたところ、同意見でした。そのまま放っておくより、強度、安全性は確保できます。

委員： 積み直しをするとすると、人力で行うしかないのが厳しいですね。

東近江土木 堀川： そうですね。やはり住居の近さが一番の問題だと、どの業者さんもおっしゃられていました。もう少し離れていれば、多少機械を搬入するなどできたかもしれません。また、近くで重機が入れるスペースとして明治橋がありますが、こちらは積載重量が足りずできません。

委員： なるほど。これだけ条件が厳しければ無理だということが分かりました。

東近江土木 村山： 積み直すとなると、下から順番にしかできませんので、一旦下まで全てをばらす必要があるのです。ばらした石を置く場所も必要になります。上の住居がすぐ近くなるので、ばらしたときに住居に影響もあるかもしれません。また、奥に古い石垣もあるため、矢板を入れることも良くないと思います。対処療法的になりますが、やはりモルタルで固めるという結論に至ります。

委員： 民間の境界問題によって、市有地であれば施主が工事を発注することになるということは理解しました。そこで問題になるのは、各々が自由に対応していく場合に、景観の整合性が失われるということです。修理の出来栄を施主で任意に変えられるのか、モデルケースに合わせるのか、という決まりはないのか。

東近江土木 堀川： 現場によって異なりオーダーメイドになります。業者さんに要望を伝えて行います。他府県でも同じですが、各現場に併せて話し合いを重ねながら出来栄を決めています。どこの現場でも同じだと思います。

委員： 質問の意図としまして、私は八幡堀沿いの多賀町に住んでいますが、対岸の家が各々で修繕した石垣の出来栄がバラバラなのが気になっています。その時に、何か修繕に関してのマニュアルや制約はないのかな、と思い質問させていただきました。

東近江土木 村山： 河川管理者としては、河川敷内については県ですが、それ以外は個人での施工になります。河川区域と保全区域で工事を行う場合は、河川管理者に計画内容を届出いただく必要があります。その中で、保全区域に対する成約等はお伝えしますが、今回のような場所では、文化財としての制約の方が大きいと思います。

委員： 伝建地区内の石垣であれば、制約があるためある程度景観も守られて良いと思います。

ですが、地区外、例えば本町橋のS薬局さんの石垣なんて、コンクリートで固めてしまっています。これはどうしようもないですね。石垣に対して、県からこのようにしてください、など、言えないでしょうか。

東近江土木 村山：そうですね。河川管理者としては、生活の安全性のため、構造や強度については言えますが、こちらから景観に関する意見は権限がないです。

委 員： 八幡堀を守る会としては、八幡堀全体を守るためにも何らかの条例のようなものがあつた方がいいのではないかと思います。伝建保存も30年近く取り組んでいますし、八幡堀も同じように区域を設けて、この中で守っていきましょうというように。そのような条例を求める要望を出してもいいかなとは思いますが。本町橋のスギ薬局下はもう遅いですけれど、今後このようなケースが起こらないように、今後は景観に合った見た目にしてほしいと言えるようにしたいですね。

市としてはどうでしょうか。

理 事： 八幡堀を守る会ははじめ、地域の皆様から、八幡堀石垣と景観を保全してほしいという要望があれば、検討には値します。ですが市としては、生活の安全確保が最優先ではあります。その中で、実際に守っていかねばならない市民の方々との話し合いになると思います。ここでできるかできないかの判断はできませんが、やはり地域の方が声としてまとまるのであれば、条例制定も検討します。

委 員： 全国的にも有名な観光地やロケ現場として注目されているので、方向性としては検討していただけると良いですね。という要望でした。以上です。

会 長： ご意見ありがとうございます。その他、ございませんか。

委 員： 先程ご説明があつたとおり、上の方に（所有者さんが）石積みをしたとのことですが、それよりも本来の石垣はもっと後ろに下がって、その手前に非常に浅い奥行きで石垣を造っていることが問題だと思います。今見えている石垣も、古い写真で見ると、その部分だけ後ろに下がっています。それに合わせて石を積んだので、全体的に堀側に下がってきているのではないのでしょうか。というところを、アドバイザーとして入った時に相談されたので、安全性としては大丈夫だとお答えしました。今後、石垣がうねったりはらんだりした時には、しっかり見ていかないと、後ろにある当時のオリジナル八幡堀石垣も大事ですし、景観も守らなければいけないし、そもそも安全性がどうなのかという問題もあります。

事前にいただいた資料では、各案の安全性がどうかの項目を設けていないのですが、当初あつた4案から残した2案はどちらも安全性は大丈夫ということでもよかったでしょうか。

東近江土木 堀川：そうですね。安全性については、今回施工した(株)新井さんと他の2社にも、形式的に表せるものはあるのかと尋ねたところ、それは難しいと回答いただきました。自然にもともとあるものに対して、一定の基準に対する数値は出せるが、それによってどの程度大丈夫か、ということ伝えるのは難しいということです。いずれにしても、今より良い状態になります、としかお伝え出来ません。どの業者さんでも同じだと思いますし、私たちとしてもそうお伝えすることしかできません。安全性は現状よりは改善できますし、放置しておくよりはよい状態となります。

委 員： つまり、数値やデータで示すことは難しいけれど、処置することによって現状より良い状態になることは、各業者も事務所さんとしても断言できるということですね。その前提の上で、案を絞っていただいたということで理解しました。

東近江土木 堀川：そうですね。全4案とも、いまよりは良くなるということは大前提です。経済性だけでなく、安全性を考慮しています。その検討の結果、現在に至つたということです。

委 員： 先程おっしゃられたように、地元の皆さんは八幡堀を大切にされています。薬局の苦い例からも、このような記録を残していく必要があると思います。

要望ですが、今回の件を発見したのが令和3年だったということで、それからかなり時間が経っています。ですがアドバイザーとして依頼を受けたのがついこの間です。緊急性が高いため早い回答をとのことでしたが、初期の段階で情報をいただければもう少し協議の幅も広がったと思います。地元の意見を聞いたりもできたと思います。早めに市の方へ情報共有をしていただきたかったです。

東近江土木 堀川：このような場が、保存地区にあるということをごちらが把握していなかったため、報告が遅れてしまいました。地区外での遺跡等の工事の場合は土木工事担当のコンサルが、説明させていただいています。そのうえで県の文化財担当と協議し、すぐに新調工事や立会にて迅速に工事を行っています。事務所として今回もその流れで行う予定でしたので、県の文化財担当との協議以外にあるとは思わず、遅れてしまいました。そして令和4年度の実施計画を作成し、今後のスケジュールも組み提出する段階で、該当地は保存地区であるため、市の文化財担当との協議に加え、審議会にて諮る必要があると判明いたしました。おっしゃるとおり、事前にご相談したうえで、いろいろな方に関わっていただきながら、協議をして実施計画を作成するべきであったと今では理解しております。次回以降はこのようなことがないようにいたします。おそらく、これほど大きな事案となるのは初めてであったと記録からも見られますので、今後に活かします。スケジュールに関してはこちらの不足でしたので、大変申し訳ございません。

委員： 私も、このような石垣の案件は近江八幡の伝建では初めてだと認識しております。今おっしゃられたような行政的な内部的なやり取りはまた調整よろしく願います。それとは別で、都計法に位置づけられているため、特殊なエリアではなく一般的な都市計画エリアと変わらず、協議は必要になる場所なので、事務所として認識されていなかったというのは改めて確認いただきたいです。また、文化的景観もそうですが、都市計画や土木の分野への文化財エリアとしての認識周知への働き掛けも足りないと思います。文化財担当側からのアピールも願います。とくに近江八幡はいろいろなものを抱えていらっしゃるのに特に必要だと思います。今回はその中でも伝建地区で、伝建番号が付与されている石垣ということで議案に上がりました。他の箇所でも、何かを行う場合は必ず審議会に諮られていると思うので、把握していただきたいと思います。伝建地区を定めているメリットを生かせるように、市民と情報を共有していただきたいです。

事務局： これまでに、伝建地区内で石垣を修理した例は3件ありました。1つは日牟禮八幡宮付近の石灯籠下の石垣の積み直しです。それから、かわらミュージアム付近で、家を修景することに伴う積み直しです。いずれも、当時のガイドラインに基づいて、積み直しの方法をとることを審議会に諮っています。石垣についても、補助金項目にありますので、また石垣を修理することになれば県への報告にも前年度から含めて、アドバイザーの皆様にもご意見をいただきながら進めていくというのが本来の筋だと認識しています。

委員： 日牟禮八幡宮の積み直しは、石垣そのものを直すためだったのか、他の原因に伴うものだったのかどちらですか。

事務局： 石垣に対するものでした。

委員： もう1件、かわらミュージアム付近の方は、家の修景に付随するものですか。

事務局： こちらはそのとおり、付随です。石垣上の建物が伝建登録されていたので、それに伴う付随で石垣を修繕しました。

委員： ということは、石垣のなかでも、伝建登録されているものと、されていなくて付随とまりのものがあるということですね。ということは、登録されているものはガイドラインに沿って修理されますが、付随とまりのものは、ガイドラインに沿わずに直してしまう。それでも、地区内であれば届出は必ず必要なので、把握されているということでしょうか。

事務局： 伝建制度が始まって以降の物は把握しています。

委員： では届出の時に、どのように直すのかのガイドラインをお知らせするのがよいのではないのでしょうか。先程の地元からの要望を伺うに、ご存じない方がいらっしゃるようなので

何か対策が必要だと思います。

事務局： わかりました。石垣修理にはかなり少額ですが補助もあります。パンフレットもあります。有効に周知できるようにしたいと思います。

委員： 市のガイドラインと、地元の皆さんの情報共有や認識確認ができる場が r といいいですね。

委員： 個人が行う場合、費用の安さを取る場合が多いと思うので、地元としても懸念しています。

委員： そのようなことから、今回の件も承諾が得られれば周知して、今後の参考例となればよいと思います。

会長： ありがとうございます。他にご意見はありませんか。それでは、このような意見があったことをお伝えします。特にデザインや修理の方向の検討について、市の方へお願いしたいと思います。

会長： 6番目の報告事項に移ります。令和5年度の修理事業の進捗状況について報告願います。

事務局： 資料、スライドが連動していますのでご確認ください。今年度4件予定中、3件が終了しました。4件目についてはまだ未執行のため今回は省かせていただきます。補助金額と修理経緯については資料のとおりです。

1件目、永原町の〇〇家土蔵です。土蔵の屋根吹替、漆喰塗り替え、焼杉板張りは主な修理内容です。修理前後の様子は資料の写真をご覧ください。

2件目、〇〇家茶屋です。屋根吹替、漆喰塗り替えが主な修理内容です。こちらも図面、写真をご覧ください。資料に写真は無いのですが、屋根の修理時に、建築当初はなかったと思われる銅板の屋根が見つかりました。協議の結果、以前の所有者が作成したものだと思われること、本来の姿に戻すべきということから、外して修理を行いました。

3件目、〇〇家土蔵です。屋根の修理、漆喰塗り替えが主な修繕内容です。図面の黄色の部分屋根の修理部分ですが、上の方は事前の調査でまだ使えそうであったことから、一度外して戻しています。中央あたりの瓦も、全て一度外して洗いなどを行ったあと、現状復帰をしました。

今年度の進捗報告は以上です。

会長： ご意見はございますか。

委員： 今は写真を見れば何をどう直したか分かるが、20年後のために、もう少し詳しくまとめておいた方がいいと思います。

会長： 17ページの補助率ですが、何に対しての割合かの明記と、数値の確認をお願いいたします。

県： 未執行の4件目は年度内に間に合うのでしょうか。

事務局： 所有者の都合で未執行となっています。催促はしていますが進んでいないため、改めて所有者に働きかけます。

会長： その他に移ります。

事務局： 追加の資料を基に、無電中化事業の進捗を報告いたします。以前の審議会の中で、新町1丁目の無電中化事業を進めたいと申し上げてきました。地元との調整と、各家の状況が備えられましたので、着手したいと思います。

場所は1枚目の資料、赤ラインの箇所でございます。この赤ラインはアバウトに引いておりますのでご承知おきください。北の点までが、舗装の範囲です。具体的には2枚目の地図をご覧ください。

今回は4社の事業がございます。ZTV、NTT、関西電力、それから電柱はありませんがオプテージ。この4社で進めていただいております。実際には4社の電線の排除と、電柱の抜き取りを行いたいです。2枚目の資料の、黄色の丸3つ、それから、青の丸2つ。以上5本を中心として無電中化を進めていきたいと考えております。

電柱はこの黄色の部分です。それから、通信柱、つまりNTTとZTVのものは丸2つです。抜柱および配線については、現在の道路の中で深さ50～70cmで検討中です。通信柱は個別に埋めるという方法をとります。

最後の2枚に、通信柱と電柱のところに赤で印をしました。これを抜いて、電線も排除

	<p>していこうという次第です。概ね3月末までには全て終わらせると考えております。全体的な影響では、電柱がなくなることと、道路部分の横の部分の掘削させていただく。そして舗装を、現状の写真の3枚目をご覧くださいと、洗い磨きの方法です。この方法でもう1回現状をとらせていただきます。各個別の方々の家に、石などを壊さないような形で地下から配線をしていきたいと考えております。それによって、この赤印のところから全ての電柱と電線がなくなります。また、一番北側の所に建つシキボウ、八幡堀を渡った所に工場がございます。そこに少し線が入っております。この線がなくなって景観がかなり良好になると考えています。工程71mで、各工事業者が動きます。完全な姿が出ましたら、また報告いたします。以上でございます。</p> <p>委員： 要望を申し上げます。以前個別にも申し上げましたが、今回の工事でも新町一丁目の3分の1程です。全71mといってもわずかです。要するに新町通りの一部であり、ここだけでは通りとしての整合性はありません。二丁目はかなり前に無電中化されましたが、それ以外の場所はまだまだです。将来的には伝建地区全体の無電中化を望みます。</p> <p>会長： 他にはございませんか。それでは、今後の日程についてお願いします。</p> <p>事務局： 来年度事業について現在5件の修理候補があがっています。そのうち2件は歴史的建築物の保存活用で検討しているものが動く予定になっています。その審議については12月頃の依頼を検討しております。</p> <p>会長： 以上で、本日の議事審議を終了いたします。円滑な進行へのご協力ありがとうございました。事務局へお返しいたします。</p> <p>事務局： 会長におかれましては、円滑な議事進行ありがとうございました。また委員の皆様には長時間にわたりまして、新調かつ活発なご意見やご審議をいただきありがとうございます。今後とも本市の町なみ保存のため、ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。</p> <p>この後、審議事項にありました八幡堀石垣の修理について、現地での確認に向かいますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>—現地確認—</p>
<p>指示 事項</p>	